

エリアマネジメントの事例(汐留地区)

資料3

- 渋谷駅周辺では、今後、駅前広場や歩行者通路など公共施設の再編整備が行われる予定だが、今後は整備後の維持管理・運営方法についても検討していく予定。
- まちづくりガイドライン2007でも、「協働のまちづくり」によってまちの魅力を高めていく方針を定めているため、渋谷区として関係機関との調整を図っていく考え。各施設の整備・竣工時期は平成24年度以降であることから、当協議会においても適時に議論をお願いしていく予定である。
- 今回は、先進事例として、汐留（シオサイト）地区の管理運営手法について紹介する。

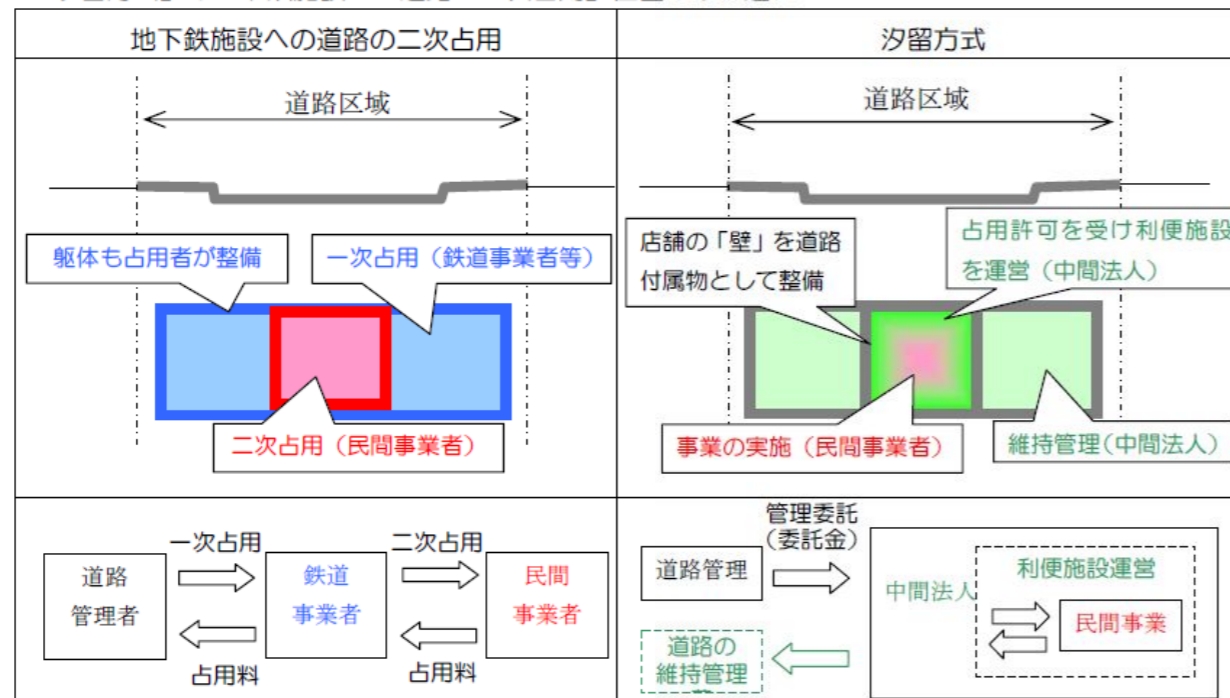
	汐留方式
維持管理方法	<地上歩道・デッキ> ・ 基本的に都が維持管理（中間法人は清掃のみ） <地下施設：地下歩行車道・地下車路> ・ 基本的に中間法人が管理（地下車路の管理は危険が伴うが、店舗やビルの駐車場のアクセス路として利用されるために中間法人が管理を分担することで合意） <協定等> ・ 基本協定、細目協定書、維持管理マニュアル
中間法人の概要	・ 2002年12月設立に具体的な管理業務の実施に係る契約のために必要な法人格として新たに設立 ・ 業務目的は、公共空間、共用空間の維持管理 ・ 活動財源は、公共施設管理者からの助成金、地権者の自主財源、事業収入 等
民間による公共空間の利用・管理が可能となる根拠	・ 東京都と中間法人は、毎年度「公共施設の維持管理に関する基本協定（細目協定）」を締結 ・ 東京都は、協定に基づき公共施設の維持管理を特命で中間法人に委託 ・ 中間法人は、施設の日常的な維持管理や小規模修繕、警備等を業者に委託 ・ 施設の点検整備、清掃、巡回等の回数等については双方で協議し、基本を維持管理マニュアルで決定 ・ 東京都は維持管理の実施状況について、検査又は確認を行い年度ごとに維持管理を生産 ※中間法人の維持管理活動に伴う事故等については、中間法人が責任を負うこととなっているが、公共施設の設置等に伴う事故については設置主体である東京都が責任を負うこととなっている



便利施設  
地下歩行者道

■ 汐留方式

「汐留方式」と「下鉄施設への道路の二次占用」位置づけの違い



<写真：地下歩行者道・便利施設>

